

平成11年財政再計算に基づく
被用者年金制度の財政検証

社会保障制度審議会
年金数理部会

社会保障制度審議会 年金数理部会

部会長 船後 正道 共済組合連盟会長

委員 近藤 師昭 日本年金数理人会会長

委員 西部 正勝 前日本アクチュアリー会理事長

委員 庭田 範秋 慶応義塾大学名誉教授

委員 橋本 司郎 評論家

委員 山崎 登 共済組合連盟顧問

委員 吉原 健二 厚生年金事業振興団理事長

幹事 田村 正雄 (株)野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー
年金数理人

幹事 坪野 剛司 厚生年金基金連合会常務理事

目 次

はじめに	1
I. 公的年金制度の概要	2
1. 公的年金制度の役割	2
2. 公的年金を取り巻く社会経済状況	2
II. 平成11年財政再計算の前提及び保険料率設定の考え方	4
1. 賃金上昇率、物価上昇率及び運用利回りの前提	4
2. 被保険者数・組合員数の将来見通し	4
3. 保険料率設定の考え方	10
III. 年金制度の安定性	13
1. 基本的考え方	13
2. 保険料率の将来見通し	13
3. 平準保険料率などによる評価	17
4. 各財政指標による評価	20
5. 前提を変更した場合の保険料率の変化	24
IV. 年金制度間の公平性	28
1. 基本的考え方	28
2. 保険料率の将来見通し	28
V. 財源構成と積立水準	36
1. 基本的考え方	36
2. 年金給付の財源構成	36
3. 過去期間に係る年金給付の財源構成	41
4. 給付確定部分の給付現価	43
5. 積立比率の推移	43
VI. 財政の評価	46
1. 各制度の財政状況の評価	46
2. 総合評価	49
別添 1	53
別添 2	58

はじめに

平成8(1996)年3月8日の閣議決定において「被用者年金制度の再編成を進めるに当たっては、制度運営に関する適切な情報の公開を行うとともに、社会保障制度審議会年金数理部会に要請し、制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時ごとに検証を行うものとする。」とされたところである。

公的年金制度においては、各制度ごとに給付内容や被保険者・組合員の動向、経済前提などの見直しを行い、将来にわたり財政の均衡を保つことができるように財政再計算を行っている。このような財政再計算とは別に、制度横断的に財政の分析、評価を行い、被用者年金各制度の安定性・公平性に関する検証を行う必要がある。

本報告は、平成8年の閣議決定の要請に応えるべく、年金数理部会において行った財政検証の結果を取りまとめたものである。

年金制度の安定性は、各制度の保険料率が急激に引き上げられたり、負担可能な水準を超えることなく保険料収入が確保され、各制度の年金給付が将来にわたり確実に支払われることによって保たれる。また、制度の公平性は、基本的には、制度間で同じ年金給付に対する保険料水準に差がないことによって保たれる。したがって、各制度の保険料水準が制度間でどの程度の差となっているかを検証することが必要である。

今回の財政検証は、現時点で公的年金各制度から提出されたデータ及び年金数理部会における推計に基づいている。また、各制度のデータは平成11年改正法による財政再計算を基にしている。

I. 公的年金制度の概要

1. 公的年金制度の役割

- (1) 公的年金制度は、老齢、障害、死亡による稼得能力の喪失や減少に対し被保険者本人や遺族への年金給付により生活基盤を支えるものであるが、その老齢年金、障害年金、遺族年金を合わせた年金給付の総額は平成9(1997)年度で36兆4千億円であり、社会保障全体の給付費69兆4千億円の52.4%を占めている。また、同年度の国民所得392兆円に対する比率は9.3%となっている。
- (2) 現在わが国は急速に人口構成の高齢化が進んでいる。平成11(1999)年10月1日時点では、65歳以上の人口が総人口に占める割合は16.7%であるが、将来推計人口（平成9年1月、国立社会保障・人口問題研究所）の中位推計によれば、2050年にはその割合は、32.3%とほぼ倍に達すると予測されている。それに伴い年金受給者が増加し、今後公的年金制度の国民生活における役割がますます高まってくる。

2. 年金制度を取り巻く社会経済状況

- (1) 人口構成については、現在急速に少子・高齢化が進展しており、平成4年の将来推計人口では、中位推計における合計特殊出生率の最低値が1.49、最終値が1.80であったものが、平成9年推計では、合計特殊出生率の最低値が1.38、最終値が1.61となっており、少子化の一層の進展が見込まれている。2050年における65歳以上人口の20～64歳人口に対する比率は、平成4年推計では56%であったものが、平成9年推計では65%にまで増加している。

(2) 年金制度を取り巻く経済状況については、近年、経済成長率、賃金上昇率、物価上昇率、金利がきわめて低い水準にある。また、就業状況をみると、平成 11(1999)年の完全失業率は 4.7%と高く、失業者数も 300 万人を超えている。

Ⅱ．平成 11 年財政再計算の前提及び保険料率設定の考え方

1．賃金上昇率、物価上昇率及び運用利回りの前提

年金財政に影響を及ぼす経済的な要素として賃金上昇率、物価上昇率及び運用利回りがあるが、年金数理部会第 2 次報告（昭和 63 年 10 月）で「これらの仮定は各制度を通じて統一的なものにしていく必要がある」と指摘してきた。

平成元年財政再計算以降、各制度は共通の経済前提を用いて、財政再計算を実施しており、平成 11 年財政再計算においては、賃金上昇率年 2.5%、物価上昇率年 1.5%、運用利回り年 4.0%を用いている。

2．被保険者数・組合員数の将来見通し

(1) 平成 11 年財政再計算においては、各制度は以下のように被保険者数・組合員数の将来見通しを設定している。

ア．厚生年金^注

将来の被保険者数を推計するにあたり、人口については将来推計人口（平成 9 年推計）の中位推計を用いている。平成 9 年推計は出生率の低下や平均寿命の伸びなど、平成 4 年推計と比べて大きな変化がある。

また、労働力率については労働力率の見通し（平成 10 年 10 月労働省推計）を用いており、今後 20 歳台後半以降の女性や 60 歳台前半の労働力率が上昇することが見込まれている。さらに、これまで労働力人口に占める

注：厚生年金保険、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済制度、農林漁業団体職員共済組合を、以下ではそれぞれ厚生年金、国共済、地共済、私学共済、農林年金という。

被用者の割合が増加してきている傾向を踏まえている。

イ．国共済

年金制度は極めて長期にわたり運営されることから、長期的な人口要因を基礎として、組合員数の将来見通しは3通り設定されている。

- ① 組合員数が112.2万人^{注1}で一定と仮定した場合（以下「国共済Ⅰ」）
- ② 将来推計人口（総数）と同様の傾向で組合員数が減少すると仮定した場合（以下「国共済Ⅱ」）
- ③ 厚生年金の被保険者数と同様の傾向で組合員数が減少すると仮定した場合（以下「国共済Ⅲ」）（図表1）

ウ．地共済

人口要因の中から組合員数の変動の基礎計数として用いることに一定の合理性があるものを利用し、組合員数の将来見通しは3通り設定されている。

- ① 組合員数が332.6万人^{注2}で一定と仮定した場合（以下「地共済Ⅰ」）
- ② 将来推計人口と同様の傾向で組合員数が減少すると仮定した場合（以下「地共済Ⅱ」）
- ③ 厚生年金の被保険者数と同様の傾向で組合員数が減少すると仮定した場合（以下「地共済Ⅲ」）

エ．私学共済

学齢人口が減少していることや、組合員^{注3}数は増加しているものの、その増加率が減少していることなどから、組合員数の将来見通しは3通り設定されている。

注1：国共済の平成9（1997）年度末組合員数は112.2万人である。

注2：地共済の平成9年度末組合員数は332.6万人である。

注3：この報告書では、私学共済の加入者を組合員という。

(図表1)

財政再計算における共済制度の組合員数の前提

国共済		国共済Ⅰ	国共済Ⅱ	国共済Ⅲ		
		組合員数一定	将来推計人口と同様の傾向で組合員数が減少	厚生年金の被保険者数と同様の傾向で組合員数が減少		
	2000年度	112.2万人	112.2万人	112.2万人		
	2020年度	112.2万人	110.4万人	106.4万人		
	2040年度	112.2万人	96.9万人	90.9万人		
	2060年度	112.2万人	81.7万人	76.5万人		
地共済		地共済Ⅰ	地共済Ⅱ	地共済Ⅲ		
		組合員数一定	将来推計人口と同様の傾向で組合員数が減少	厚生年金の被保険者数と同様の傾向で組合員数が減少		
	2000年度	332.6万人	332.6万人	332.6万人		
	2020年度	332.6万人	325.4万人	307.4万人		
	2040年度	332.6万人	285.6万人	262.7万人		
	2060年度	332.6万人	240.8万人	220.9万人		
私学共済		私学共済Ⅰ	私学共済Ⅱ	私学共済Ⅲ		
		組合員数一定	学齢人口と同様の傾向で組合員数が減少	厚生年金の被保険者数と同様の傾向で組合員数が減少		
	2000年度	40.4万人	40.4万人	40.4万人		
	2020年度	42.3万人	36.1万人	38.3万人		
	2040年度	42.3万人	29.5万人	32.7万人		
	2060年度	42.3万人	26.0万人	27.5万人		
農林年金		農林年金Ⅰ	農林年金Ⅱ	農林年金Ⅲ	農林年金Ⅳ	農林年金Ⅴ
		組合員数一定	組合員数一定	将来推計人口と同様の傾向で組合員数が減少	厚生年金の被保険者数と同様の傾向で組合員数が減少	厚生年金の被保険者数と同様の傾向で組合員数が減少
	2000年度	47.1万人	46.1万人	48.2万人	48.2万人	46.1万人
	2020年度	47.1万人	46.1万人	47.3万人	44.5万人	42.6万人
	2040年度	47.1万人	46.1万人	41.5万人	38.1万人	36.4万人
	2060年度	47.1万人	46.1万人	35.0万人	32.0万人	30.6万人

- ① 組合員数が、2002 年度以降、42.3 万人^{注1}で一定と仮定した場合（以下「私学共済Ⅰ」）
- ② 学齢人口と同様の傾向で組合員数が減少すると仮定した場合（以下「私学共済Ⅱ」）
- ③ 厚生年金の被保険者数と同様の傾向で組合員数が減少すると仮定した場合（以下「私学共済Ⅲ」）

オ．農林年金

組合員数が減少してきていることなどを踏まえ、組合員数の将来見通しは5通り設定されている。^{注2}

- ① 組合員数が 47.1 万人^{注3}で一定と仮定した場合（以下「農林年金Ⅰ」）
- ② 組合員数が 46.1 万人で一定と仮定した場合（以下「農林年金Ⅱ」）
- ③ 将来推計人口と同様の傾向で組合員数が減少すると仮定した場合（以下「農林年金Ⅲ」）
- ④ 2000 年度の組合員数が 48.2 万人で、その後、厚生年金の被保険者数と同様の傾向で組合員数が減少すると仮定した場合（以下「農林年金Ⅳ」）
- ⑤ 2000 年度の組合員数が 46.1 万人で、その後、厚生年金の被保険者数と同様の傾向で組合員数が減少すると仮定した場合（以下「農林年金Ⅴ」）

(2) 厚生年金は、人口推計の違いが年金財政に及ぼす影響をみるために、将来

注1：私学共済の平成10(1998)年度末組合員数は40.3万人である。私学共済においては、平成11(1999)年度末から平成13(2001)年度末までの組合員数を40.4万人、平成14(2002)年度末組合員数を42.3万人と見込んでいる。

注2：全国農業協同組合中央会は、平成9(1997)年に、平成6(1994)年度の職員数35万人から5万人を削減することを目標とした。なお、農林年金の組合員の8割を総合農協の者が占めている。

注3：農林年金の平成10(1998)年度末組合員数は48.2万人である。農林年金においては、平成12(2000)年度末の組合員数を次のように見込んでいる。①平成6年度末以降の組合員数の減少が、平成12年度末まで同じ傾向で進むとすれば、47.1万人となる。②職員数の削減が目標通り進んだ場合には、平成6年度末の組合員数51.1万人よりも5万人少ない46.1万人となる。

推計人口の中位推計に基づく財政再計算のほかに、参考として低位推計や高位推計に基づく場合の最終保険料率を示している。

- (3) 共済各制度は、平成6年財政再計算までは、「財政再計算時点以降の組合員数が一定」という一通りの仮定で財政再計算を行っていた。

これに対して、年金数理部会第5次報告（平成10年3月）で「将来の被保険者数・組合員数の動向は財政計画策定に与える影響が大きくその見込み方に特段の注意を払う必要がある。」「財政再計算の前提条件の中で年金財政に与える影響が大きく、将来について不確実さが見込まれる要素については幅をもった複数ケースを想定し、それぞれについて検討を行うことが必要である。」と指摘してきた。

- (4) 被保険者数・組合員数の将来見通しについて複数のケースを設定して、財政再計算を行うことは、年金財政の将来の姿を予測する上で有効な方法である。

しかしながら、被保険者数・組合員数の将来見通しについて複数のケースを設定する場合にあっても、各制度の被保険者数・組合員数の動向などを反映するものであることが必要である。

農林年金においては、平成7(1995)年度から組合員数が減少し、特に直近3年間（平成8年度～平成10年度）では年1%～2%減少しているにもかかわらず、5通りの組合員数の将来見通しのいずれにおいても今後10年間くらいは組合員数が一定で推移する見通しとなっており、組合員数の将来見通しが直近の傾向を反映していない。**(図表2)**

- (5) 将来の生産年齢人口(15歳から64歳まで)が減少すると予測される中で、「組合員数が一定」の場合の財政再計算結果を基に検証を行うことは適当でないことや、厚生年金との比較を行う必要から、「厚生年金の被保険者数と同様の傾向で組合員数が減少する」場合の財政再計算結果を中心に以下では記述する。

(図表 2)

共済制度の組合員数

組合員数の推移（実績値）

（単位：万人）

年度末	国共済		地共済		私学共済		農林年金	
		対前年度 増加率		対前年度 増加率		対前年度 増加率		対前年度 増加率
1994	112.8	0.1%	334.4	0.3%	39.8	1.0%	51.1	0.2%
1995	112.5	-0.3%	333.9	-0.2%	40.0	0.5%	50.9	-0.5%
1996	112.4	-0.1%	333.6	-0.1%	40.1	0.3%	50.1	-1.5%
1997	112.2	-0.2%	332.6	-0.3%	40.1	0.1%	49.0	-2.3%
1998	111.1	-1.0%	330.6	-0.6%	40.3	0.4%	48.2	-1.6%

財政再計算における組合員数の前提

国共済		国共済Ⅰ		国共済Ⅱ	国共済Ⅲ	
	2000	112.2万人で 以後一定		2015年度 まで 112.2万人	2011年度まで 112.2万人	
	2001					
	2002					
	2003					
	2004					
	2005					
地共済		地共済Ⅰ		地共済Ⅱ	地共済Ⅲ	
	2000	332.6万人で 以後一定		2013年度 まで 332.6万人	2007年度まで 332.6万人	
	2001					
	2002					
	2003					
	2004					
	2005					
私学共済		私学共済Ⅰ		私学共済Ⅱ	私学共済Ⅲ	
	2000	40.4万人		40.4万人	40.4万人	
	2001	40.4万人		40.4万人	40.4万人	
	2002	42.3万人で 以後一定		42.3万人	42.3万人	
	2003			41.6万人	42.3万人	
	2004			40.8万人	42.1万人	
	2005			40.0万人	42.0万人	
農林年金		農林年金Ⅰ	農林年金Ⅱ	農林年金Ⅲ	農林年金Ⅳ	農林年金Ⅴ
	2000	47.1万人で 以後一定	46.1万人で 以後一定	2015年度 まで 48.2万人	2007年度 まで 48.2万人	2008年度 まで 46.1万人
	2001					
	2002					
	2003					
	2004					
	2005					

なお、農林年金においては、「厚生年金の被保険者数と同様の傾向で組合員数が減少する」場合は農林年金Ⅳ及び農林年金Ⅴであるが、積立比率^{注1}の動向などを勘案すると、農林年金Ⅴ^{注2}を基に検証を行うことは適当でないので、農林年金Ⅳを用いて検証を行っている。

3. 保険料率設定の考え方

(1) 平成11年財政再計算においては、各制度は以下のような考え方のもとに保険料率を設定している。

ア. 厚生年金

保険料率の設定にあたっては、現在の現役世代と将来の現役世代の負担の公平を図るとともに、積立金の運用収入の活用を通じて、将来の保険料負担を軽減するとの観点に立って、保険料の段階的な引上げを行うこととしている。

保険料率の引上げ幅は、将来の現役世代の負担を過重なものとしないうようにするため5年ごとに2.5%としている。なお、現下の経済状況などに配慮して、当面、保険料率を据え置くこととしている。また、将来の負担水準については、有識者調査^{注3}や西欧諸国における動向などを総合的に判断し、年収の20%程度（月収ベースで26%程度）が適当であると考えている。今回の制度改正の結果、将来の最終保険料率は27.6%（月収ベース）と見込まれている。

注1：積立比率とは、ある年度の実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いたもの）に対して、前年度末に保有する積立金とその何年分に相当しているかを示す指標である。

注2：農林年金において「最終掛金率については、各年度とも概ね支出の2年分以上の積立金を保有するような掛金率を設定した」としており、農林年金Ⅴの場合、最終保険料率は、積立比率が増加しつづける水準に設定されている。

注3：厚生省年金局「年金改革に関する有識者調査」（平成10年3月）

イ．国共済

保険料率の引上げ幅は、厚生年金の平成 11 年財政再計算の引上げ幅である 5 年ごとに 2.5%をもとに、厚生年金の約 1 割程度の職域部分が加算されることを踏まえ、5 年ごとに 2.8%としている。最終保険料率は、将来にわたり単年度収支が赤字にならないように設定している。

ウ．地共済

保険料率^{注1}の引上げ幅は、厚生年金、国共済においても結果として前回の引上げ幅と同様である状況を勘案して、平成 6 年財政再計算における引上げ幅である 5 年ごとに 2.2%（標準報酬換算ベース^{注2}、給与ベースでは 2.75%）としている。最終保険料率は、将来にわたり常に単年度収支が黒字となるように設定している。

エ．私学共済

保険料率の引上げ幅は、①単年度収支が赤字にならないこと、②経済情勢の急激な変動に対処できる積立金を常に保有すること、③5 年ごとの引上げ幅に急激な変動がないように配慮することを条件とし、組合員数の将来見通しごとにそれぞれ 5 年ごとに 1.3%～1.8%としている。

オ．農林年金

保険料率の引上げ幅は、平成 6 年財政再計算時の引上げ幅である 5 年ごとに 2.9%としている。これは、厚生年金の財政再計算においても平成 6 年財政再計算と同じ引上げ幅で財政見通しを作成していることから、財政状況の比較をする上でもこれを基本としたためである。最終保険料率は、将来にわたり概ね支出の 2 年分以上の積立金を保有するように設定している。

注 1：保険料率を地共済では財源率、私学共済及び農林年金では掛金率という。

注 2：地共済では給料ベース（本俸ベース）で保険料の賦課が行われている。従って、保険料率を比較する場合については、標準報酬ベースに換算して比較を行なっている。（換算係数 1.25）

(2) 平成 11 年財政再計算においては、保険料率設定の考え方は上述のように説明されている。しかしながら、制度ごとに成熟状態や給付の財源構成などを踏まえて、被保険者数・組合員数の将来見通し、収支状況、最終保険料率の水準などを総合的にみて、保険料率を設定していく必要がある。

Ⅲ. 年金制度の安定性

1. 基本的考え方

年金制度の安定性とは、各制度の保険料率が急激に引き上げられたり、負担可能な水準を超えることなく保険料収入が確保され、各制度の年金給付が将来にわたり確実に支払われることである。年金給付は、保険料、国庫負担、積立金（運用収入を含む）により賄われるが、特に保険料率の引上げを確実に実現できるかどうか重要な点であり、保険料率の引上げ幅や最終保険料率を検証の対象とする。

2. 保険料率^注の将来見通し

- (1) 各制度ごとの保険料率の引上げ幅、最終保険料率及びその到達年度は、別添 1 のとおりである。

厚生年金及び「厚生年金の被保険者数と同様の傾向で組合員数が減少する」場合の共済各制度ごとの保険料率の引上げ幅、最終保険料率及びその到達年度は、以下のとおりである。**（図表 3）**

ア. 厚生年金

保険料率の引上げ幅は 5 年ごとに 2.5% である。

最終保険料率は 27.6%、最終保険料率の到達年度は 2025 年度と見込まれている。（基礎年金の国庫負担割合 3 分の 1 の場合、以下同じ）

厚生年金は、大部分の民間被用者を対象とする一般的な制度であり、共

注：平成 11 年改正において総報酬制が導入されることとなっているが、総報酬制が実施されるのは 2003 年 4 月であること、これまでの保険料率と比較して見やすいことから、標準報酬ベースの保険料率によって記述する。

(図表 3)

保険料率の比較

	保険料率 (2000年4月現在)		国庫負担割合 1/3	(参考) 国庫負担割合 1/2
厚生年金	17.35%	最終保険料率	27.6%	25.2%
		到達年度	2025年度	2020年度
		引上げ幅 (5年ごと)	2.5%	2.3% (2004年度のみ1.3%)
		2060年度の 積立比率	3.4	3.8
国共済Ⅲ	18.39%	最終保険料率	29.8%	27.8%
		到達年度	2025年度	2025年度
		引上げ幅 (5年ごと)	2.8%	2.5% (2004年度のみ1.5%)
		2060年度の 積立比率	5.7	6.1
地共済Ⅲ	16.56%	最終保険料率	26.64%	25.12%
		到達年度	2025年度	2025年度
		引上げ幅 (5年ごと)	2.2%	2.0% (2004年度のみ1.2%)
		2060年度の 積立比率	6.2	6.5
私学共済Ⅲ	13.3 %	最終保険料率	27.8%	25.4%
		到達年度	2045年度	2045年度
		引上げ幅 (5年ごと)	1.7%	1.4%
		2060年度の 積立比率	6.1	6.9
農林年金Ⅳ	19.49%	最終保険料率	29.69%	27.19%
		到達年度	2020年度	2020年度
		引上げ幅 (5年ごと)	2.9%	2.5% (2004年度のみ1.5%)
		2060年度の 積立比率	2.3	2.6

注 1 : 標準報酬ベースの値である。

注 2 : 経済前提は、賃金上昇率年2.5%、物価上昇率年1.5%、運用利回り年4.0%となっている。

注 3 : 地共済Ⅲの国庫負担割合1/2の場合の2004年度の引上げ幅1.2%は、公務負担分を含む保険料率16.66%と17.86%との差である。

済各制度の給付水準や保険料水準の基準ともなっていることから、制度の安定性を今後とも一層図っていく必要がある。

さらに、将来の被保険者数は将来推計人口や就業構造の変化により異なってくるが、被保険者数の将来見通しは年金財政に与える影響が大きいので、今後とも幅をもった複数のケースを想定して財政見通しを示していく必要がある。

イ．国共済

保険料率の引上げ幅は、5年ごとに2.8%である。

最終保険料率は29.8%、最終保険料率の到達年度は2025年度と見込まれている。

国共済の組合員数はここ数年微減しており、また、国家公務員の定員の削減方針^{注1}が示されていることから、今後の組合員数の動向に十分な注意を払う必要がある。

ウ．地共済

保険料率の引上げ幅は、標準報酬換算ベースで、5年ごとに2.2%である。

最終保険料率は標準報酬換算ベース^{注2}で26.64%、最終保険料率の到達年度は2025年度と見込まれている。

地共済の組合員数はここ数年微減しているが、組合員の年齢構成をみると40歳台以降の割合が高いこともあり、2020年度ごろまでは年金受給者が急増し、成熟化が急速に進むこととなる。

エ．私学共済

注1：国の行政機関の職員の定員について、10年間で少なくとも10分の1の削減を行うための新たな計画が策定されることとされた。（「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定））

注2：給料ベースでは、最終保険料率33.3%である。

保険料率の引上げ幅は、5年ごとに1.7%である。

最終保険料率は27.8%、最終保険料率の到達年度は2045年度と見込まれている。これは、他の制度と比べて最も遅く、保険料率の引上げ幅は最も小さい。

オ. 農林年金

保険料率の引上げ幅は、5年ごとに2.9%である。

最終保険料率は29.69%、最終保険料率の到達年度は2020年度と見込まれている。

平成11年財政再計算においては保険料率の引上げ幅を平成6年財政再計算と同率としているが、その結果、2000年度から2020年度までの間に、11の年度で単年度収支が赤字となる。保険料率が他の共済制度よりも高いにもかかわらず、制度の成熟化が進行し給付費が急増していく中での積立金の取崩しという他制度にない状況が発生する財政見通しとなっている。積立金の運用収入は将来の負担を軽減する重要な要素であり、積立金の取崩しは、将来高くなると見込まれる保険料率をさらに押し上げることから、制度の成熟過程においては望ましくない。保険料率は、財政状況を十分に踏まえて設定する必要がある。

平成7(1995)年度から組合員数の減少が始まっており、農協職員の削減計画などに伴いさらに組合員数が減少している。今後組合員数が、将来見通しより減少する懸念がある。

- (2) 基礎年金拠出金に相当する保険料率は、制度の1人当たりの標準報酬月額が低いほど、また、制度における第3号被保険者の割合が高いほど、高くなる。各制度が成熟していく2030年度における基礎年金拠出金に相当する保険料率は、厚生年金8.1%、国共済7.6%、地共済5.5%、私学共済6.1%、農林年金9.2%と見込まれている。

[国庫負担割合2分の1の場合]

基礎年金について、仮に、2004 年 10 月以降の国庫負担割合を 2 分の 1 とし、厚生年金では 2004 年 10 月以降 5 年ごとの引上げ幅を 2.3%^注とすると、厚生年金の最終保険料率は 25.2%となり、国庫負担割合の 3 分の 1 の場合の最終保険料率 27.6%と比べて 2 %程度低くなる。

共済各制度では国庫負担割合が 2 分の 1 の場合は図表 3 にあるように、最終保険料率は国庫負担割合が 3 分の 1 の場合より 2 %程度低くなっている。

なお、国庫負担割合を 2 分の 1 に引き上げるためには、基礎年金全体で、引上げ分として、2004 年度 2.7 兆円（満年度ベース）、2025 年度 3.7 兆円の税財源の確保が必要となる（1999 年度価格）。

3. 平準保険料率などによる評価

(1) 各制度の平準保険料率及び標準保険料率と現在の保険料率とを比較する。

標準保険料率は、将来の被保険者期間に係る給付費を将来にわたり一定の保険料率で賄う場合の保険料率であり、標準保険料率によれば、将来期間において新たな後代負担の発生を回避することが可能になる。

平準保険料率は、将来に見込まれる給付費を将来にわたり一定の保険料率で賄う場合の保険料率である。現在までの被保険者期間（過去期間）の給付に要する費用のうち、保有積立金で不足する部分は、将来の保険料で賄うことが必要となるが、この分の保険料率と標準保険料率とを加えたものが平準保険料率になるという関係にある。

各制度の平準保険料率と現在の保険料率とを比較することによって、制度ごとの後代負担の程度が把握できる。

また、各制度の標準保険料率と現在の保険料率とを比較することによって、現在の被保険者・組合員が後代負担を発生させているかどうか、また発生させているとすればその程度が把握できる。

注：2004 年 10 月には、保険料率の引上げ幅 2.3%を 1 %軽減して、1.3%の引上げ幅としている。

(2) 各制度の平準保険料率及び標準保険料率は、以下のとおり^注である。(図表 4)

ア. 厚生年金

標準保険料率は 18.5%、過去期間に係る保有積立金で不足する分の保険料率が 6.9%であり、この合計の平準保険料率は 25.3%となっている。

現在の保険料率 17.35%は平準保険料率の 69%であり、平準保険料率との差をみると 8%低くなっている。また、標準保険料率よりも低く、将来期間の給付に係る負担の一部も後代に送っている。

イ. 国共済

標準保険料率は 19.0%、過去期間に係る保有積立金で不足する分の保険料率が 9.0%であり、この合計の平準保険料率は 28.0%となっている。

現在の保険料率 18.39%は平準保険料率の 66%であり、平準保険料率との差をみると 10%低くなっている。また、標準保険料率よりも低く、将来期間の給付に係る負担の一部も後代に送っている。

ウ. 地共済

平準保険料率は 24.7%である。現在の保険料率 16.56%は平準保険料率の 67%であり、平準保険料率との差をみると 8%低くなっており、後代に年金給付に係る負担の一部を送っている。

なお、標準保険料率は提出されていない。

エ. 私学共済

標準保険料率は 17.1%、過去期間に係る保有積立金で不足する分の保険料率が 5.5%であり、この合計の平準保険料率は 22.6%となっている。

注：賃金上昇率年 2.5%、物価上昇率年 1.5%、運用利回り年 4.0%の場合の結果である。

(図表 4)

平準保険料率及び標準保険料率

現在の保険料率と平準保険料率との比較

	保険料率 (2000年 4 月) ①	平準保険料率 ②	割合 ①／②	差 ②－①
厚生年金	17.35%	25.3%	69%	8%
国共済Ⅲ	18.39%	28.0%	66%	10%
地共済Ⅲ	16.56%	24.7%	67%	8%
私学共済Ⅲ	13.3 %	22.6%	59%	9%
農林年金Ⅳ	19.49%	27.9%	70%	8%

現在の保険料率と標準保険料率との比較

	保険料率 (2000年 4 月) ①	標準保険料率 ②	割合 ①／②	差 ②－①
厚生年金	17.35%	18.5%	94%	1%
国共済Ⅲ	18.39%	19.0%	97%	1%
私学共済Ⅲ	13.3 %	17.1%	78%	4%
農林年金Ⅳ	19.49%	17.4%	112%	-2%

注 1： 平準保険料率は、将来に見込まれる給付費を将来にわたり一定の保険料率で賄う場合の保険料率である。

注 2： 標準保険料率は、将来の被保険者期間に係る給付費を将来にわたり一定の保険料率で賄う保険料率である。

注 3： 経済前提は、賃金上昇率年2.5%、物価上昇率年1.5%、運用利回り年4.0%となっている。

現在の保険料率 13.3%は平準保険料率の 59%であり、平準保険料率との差をみると 9%低くなっている。また、標準保険料率よりも低く、将来期間の給付に係る負担の一部も後代に送っている。

オ．農林年金

標準保険料率は 17.4%、過去期間に係る保有積立金で不足する分の保険料率が 10.6%であり、この合計の平準保険料率は 27.9%となっている。

現在の保険料率 19.49%は平準保険料率の 70%であり、平準保険料率との差をみると 8%低くなっている。また、現在の保険料率は、他制度と違って標準保険料率より高くなっており、将来期間分の給付のためのほか、一部（2%程度）は過去期間分の給付のためにも拠出されているといえる。しかし、平準保険料率よりも低いことから、過去期間に係る給付の負担の一部（8%程度）を後代に送っている。

- (3) 制度が負っている給付債務と現在の保険料水準との関係を検討するために、各制度とも平準保険料率や標準保険料率を算定し、保険料率の引上げ幅や最終保険料率の設定などの財政運営の指針とする必要がある。

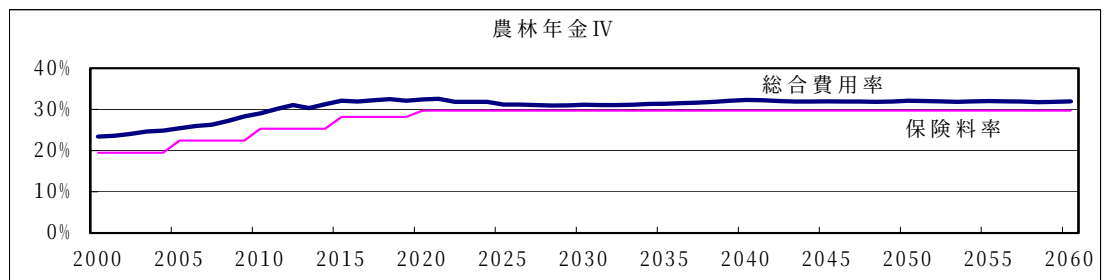
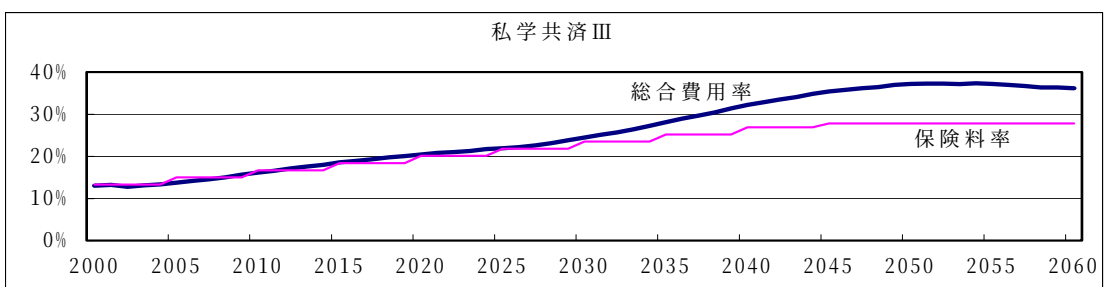
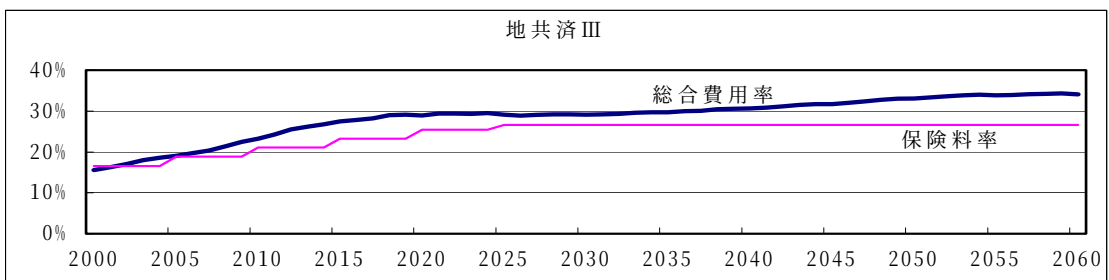
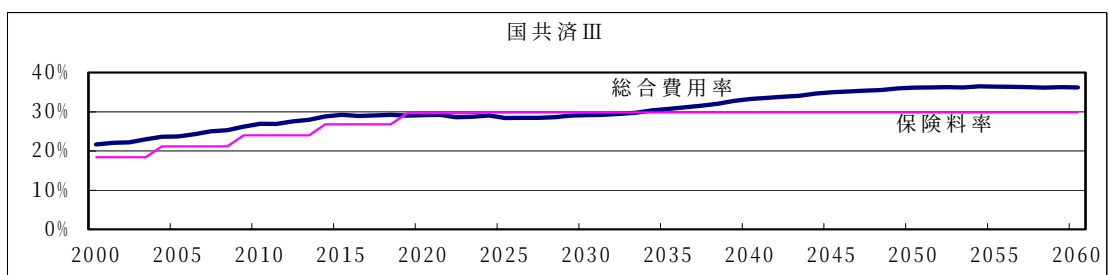
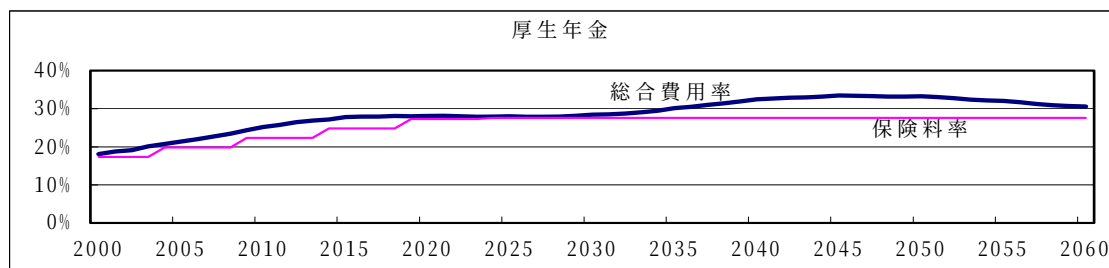
4．各財政指標による評価

- (1) 各制度の財政状況を表す財政指標の見通しは別添 2 のとおりである。

財政指標の一つである総合費用率^注は、積立金の運用収入がない場合の保険料率であり、段階保険料方式の保険料率と総合費用率とを比較することにより積立金による保険料率の軽減効果が把握できる。**(図表 5)**

注：総合費用率とは、ある年度の実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いたもの）が、その年度の標準報酬総額に占める割合を示す指標である。すなわち、積立金の運用収入がないとして、賦課方式の財政運営を行なった場合の保険料率に相当する。

(図表 5)
積立金による保険料率の軽減効果



(2) 各制度の総合費用率は以下のとおりである。**(図表6)**

ア. 厚生年金

平成9(1997)年度の総合費用率は15.1%、保険料率は17.35%であるが、2000年度の総合費用率は18%、保険料率は17.35%であり、運用収入の一部を支出に充てることが見込まれる。

総合費用率は、2045年度ごろに33%で最高値となるが、積立金の運用収入により、最終保険料率27.6%で必要な費用を賄うことができる。

イ. 国共済

平成9(1997)年度の総合費用率は19.1%、保険料率は18.39%であり、平成3(1991)年度から運用収入の一部を支出に充てている。

総合費用率は2055年度ごろに36%で最高値となるが、積立金の運用収入により、最終保険料率29.8%で必要な費用を賄うことができる。

ウ. 地共済

平成9(1997)年度の総合費用率は13.5%、保険料率(標準報酬換算ベース)は16.56%であるが、2002年度の総合費用率は17%、保険料率は16.56%であり、運用収入の一部を支出に充てることが見込まれる。

総合費用率は2060年度ごろには34%になるが、積立金の運用収入により、最終保険料率26.64%で必要な費用を賄うことができる。

エ. 私学共済

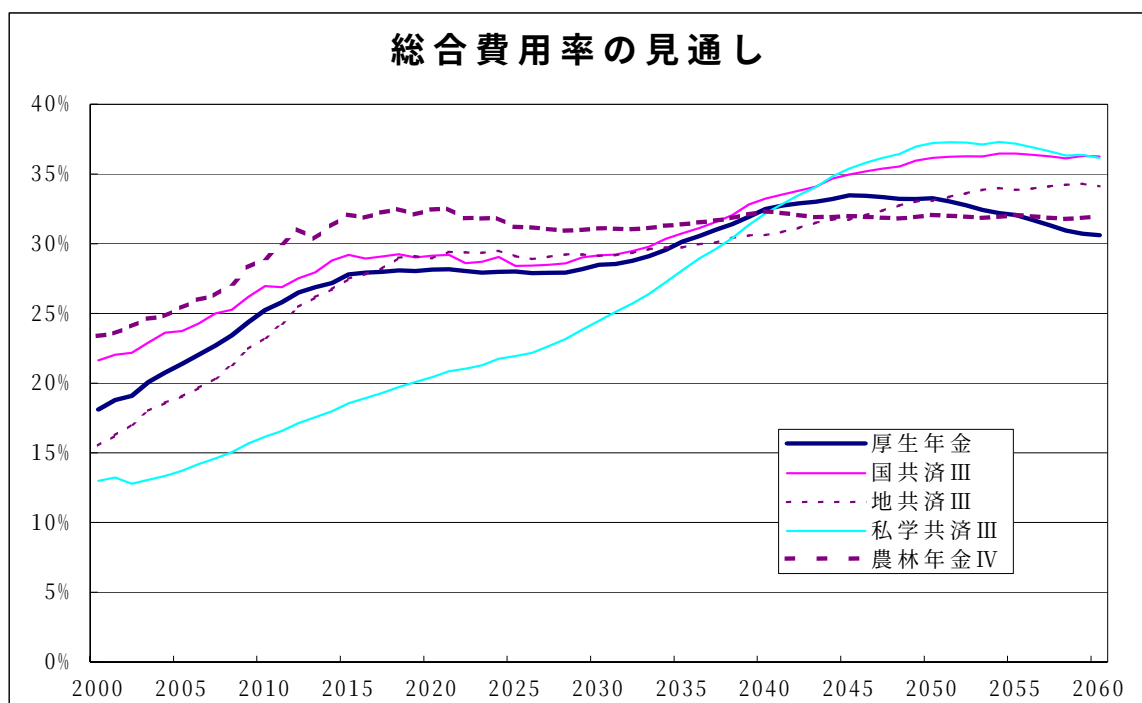
平成9(1997)年度の総合費用率は11.8%、保険料率は13.3%であるが、2004年度の総合費用率は13.3%、保険料率は13.3%であり、わずかながら運用収入の一部を支出に充てることが見込まれる。

総合費用率は2050年度ごろには37%となるが、積立金の運用収入により、最終保険料率27.8%で必要な費用を賄うことができる。

(図表 6)

総合費用率の見通し

年度 (西暦)	厚生年金	国共済Ⅲ	地共済Ⅲ	私学共済Ⅲ	農林年金Ⅳ
2000	18%	22%	16%	13%	23%
2005	21%	24%	19%	14%	25%
2010	25%	27%	23%	16%	29%
2020	28%	29%	29%	20%	32%
2030	28%	29%	29%	24%	31%
2040	32%	33%	31%	32%	32%
2050	33%	36%	33%	37%	32%
2060	31%	36%	34%	36%	32%



総合費用率とは、ある年度の実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いたもの）が、その年度の標準報酬総額に占める割合を示す指標である。すなわち、積立金の運用収入がないとして、賦課方式の財政運営を行なった場合の保険料率に相当する。

オ．農林年金

平成 9 (1997) 年度の総合費用率は 21.7%、保険料率は 19.49%であり、昭和 62(1987)年度から運用収入の一部を支出に充てている。

総合費用率は、2020 年度ごろに 32%で最高値となるが、積立金の運用収入により、最終保険料率 29.69%で必要な費用を賄うことができる。

5. 前提を変更した場合の保険料率の変化

(1) 厚生年金の財政再計算結果（中位推計）と将来推計人口の低位推計に基づく厚生年金の最終保険料率を比較すると、財政再計算結果の 27.6%と比べて低位推計では 30.2%となり、低位推計のほうが 2.6%高い。**(図表 7)**

(2) 共済各制度の財政再計算について、組合員数の前提が、「組合員数が一定」の場合の最終保険料率と「厚生年金の被保険者数と同様の傾向で組合員数が減少する」場合の最終保険料率とを比較する。

国共済Ⅰと国共済Ⅲとを比較すると最終保険料率は国共済Ⅰのほうが 3.6%低く、地共済Ⅰと地共済Ⅲとを比較すると最終保険料率は地共済Ⅰのほうが 3.76%低く、私学共済Ⅰと私学共済Ⅲとを比較すると最終保険料率は私学共済Ⅰのほうが 3.6%低く、農林年金Ⅰと農林年金Ⅳとを比較すると最終保険料率は農林年金Ⅰのほうが 0.6%^注低い。

(3) 今後被保険者数・組合員数が平成 11 年財政再計算における被保険者数・組合員数の将来見通しより減少する場合には、さらに保険料率が高くなることから、被保険者数・組合員数の将来見通しの変更によりどの程度最終保険料率が変化するかを把握して、制度ごとの財政運営を行っていく必要がある。

注：農林年金Ⅰの場合、最終保険料率は、積立比率が増加しつづける水準に設定されている。

(図表 7)

被保険者・組合員数の将来見込みの
前提を変化させた場合の最終保険料率の比較

厚生年金

財政再計算結果 (中位推計)	低位推計	低位－中位
27.6%	30.2%	2.6%

国共済

国共済Ⅰ	国共済Ⅲ	Ⅲ－Ⅰ
26.2%	29.8%	3.6%

地共済

地共済Ⅰ	地共済Ⅲ	Ⅲ－Ⅰ
22.88%	26.64%	3.76%

私学共済

私学共済Ⅰ	私学共済Ⅲ	Ⅲ－Ⅰ
24.2%	27.8%	3.6%

農林年金

農林年金Ⅰ	農林年金Ⅳ	Ⅳ－Ⅰ
29.09%	29.69%	0.60%

(4) 賃金上昇率年 2.5%、物価上昇率年 1.5%として、運用利回りの前提のみを変更した場合、すなわち、経済前提の間の相対的な関係を変化させた場合の最終保険料率を比較すると以下の通りである。**(図表 8)**

厚生年金については、運用利回り年 3.0%の場合は、財政再計算結果（運用利回り年 4.0%）27.6%と比較すると 1.3%高くなる。また、運用利回り年 5.0%の場合は、財政再計算結果と比較すると 2.1%低くなる。なお、共済各制度における最終保険料率の差も、同様の傾向にある。

(図表 8)

運用利回りを変化させた場合の最終保険料率の比較

厚生年金					
保険料率 (2000年4月現在)	財政再計算結果 (運用利回り 4.0%) ①	運用利回り 3.0%の場合		運用利回り 5.0%の場合	
		②	②－①	③	③－①
17.35%	27.6%	28.9%	1.3%	25.5%	-2.1%
国共済Ⅲ					
保険料率 (2000年4月現在)	財政再計算結果 (運用利回り 4.0%) ①	運用利回り 3.0%の場合		運用利回り 5.0%の場合	
		②	②－①	③	③－①
18.39%	29.8%	32.3%	2.5%	26.9%	-2.9%
地共済Ⅲ					
保険料率 (2000年4月現在)	財政再計算結果 (運用利回り 4.0%) ①	運用利回り 3.0%の場合		運用利回り 5.0%の場合	
		②	②－①	③	③－①
16.56%	26.64%	30.8%	4.2%	22.8%	-3.8%
私学共済Ⅲ					
保険料率 (2000年4月現在)	財政再計算結果 (運用利回り 4.0%) ①	運用利回り 3.0%の場合		運用利回り 5.0%の場合	
		②	②－①	③	③－①
13.3%	27.8%	31.2%	3.4%	23.9%	-3.9%
農林年金Ⅳ					
保険料率 (2000年4月現在)	財政再計算結果 (運用利回り 4.0%) ①	運用利回り 3.0%の場合		運用利回り 5.0%の場合	
		②	②－①	③	③－①
19.49%	29.69%	31.1%	1.4%	27.9%	-1.8%

注 1：標準報酬ベースの値である。

注 2：経済前提は、賃金上昇率年2.5%、物価上昇率年1.5%となっている。

IV. 年金制度間の公平性

1. 基本的考え方

年金制度間の公平性とは、基本的には、制度間で同じ年金給付に対する保険料水準に差がないことである。したがって、共済制度の職域部分を除いた場合の各制度の保険料水準と厚生年金の保険料水準とが将来にわたりどの程度の差となっているかが重要な点であり、最終保険料率及びそれに到る途中段階の保険料率を検証の対象とする。

2. 保険料率の将来見通し

- (1) 各制度の財政再計算結果における最終保険料率及びそれに到る途中段階の保険料率を制度間で比較する。

ア. 国共済

国共済の保険料率は、厚生年金の保険料率を常に上回っている。

国共済の給付費（基礎年金部分を除き、職域部分を含める。）は、2040年度以降において厚生年金相当分の給付費の1.18倍程度である。

職域部分^注を除いた場合の最終保険料率を推計すると、27%程度と見込まれており、厚生年金の最終保険料率27.6%とほぼ同程度の水準になっている。**(図表9-1)**

注：昭和61(1986)年改正前に裁定された年金受給者に係る共済制度の年金額の算定方式は厚生年金と異なっており、職域部分に相当する年金が含まれていた。また、現在の共済制度の年金では、報酬比例部分について、厚生年金相当部分に職域部分の年金が加算されることになっている。（組合員期間が20年以上の者については厚生年金相当部分の2割増、組合員期間が20年未満の者については厚生年金相当部分の1割増。）

イ．地共済

地共済の保険料率は、厚生年金の保険料率を常に下回っている。

地共済の給付費（基礎年金部分を除き、職域部分を含める。）は、2040年度以降において厚生年金相当分の給付費の1.18倍程度である。

職域部分を除いた場合の最終保険料率を推計すると、23%程度と見込まれており、厚生年金の最終保険料率27.6%よりも低い水準になっている。

（図表9－2）

ウ．私学共済

私学共済の保険料率は、最終保険料率到達までは、厚生年金の保険料率を下回っている。

他制度と比較してみると、最終保険料率に到達する年度は最も遅く、保険料率の引上げ幅は最も小さい。

私学共済の給付費（基礎年金部分を除き、職域部分を含める。）は、2040年度以降において厚生年金相当分の給付費の1.15倍程度である。

職域部分を除いた場合の最終保険料率を推計すると、25%程度と見込まれており、厚生年金の最終保険料率27.6%よりも低い水準になっている。

（図表9－3）

エ．農林年金

農林年金の保険料率は、厚生年金の保険料率を常に上回っている。

農林年金の給付費（基礎年金部分を除き、職域部分を含める。）は、2040年度以降において厚生年金相当分の給付費の1.18倍程度である。

職域部分を除いた場合の最終保険料率を推計すると、27%程度と見込まれており、厚生年金の最終保険料率27.6%とほぼ同程度の水準になっている。（図表9－4）

(図表 9 - 1)

厚生年金と国共済との比較

年度 (西暦)	厚生年金	国共済Ⅲ		
	保険料率	保険料率	職域部分の 割合 (2F+3F)/2F	職域部分を除く 保険料率
2000	17.35%	18.39%	1.11	17%
2005	19.85%	21.19%	1.11	20%
2010	22.35%	23.99%	1.12	22%
2020	27.35%	29.59%	1.14	27%
2030	27.6%	29.8%	1.16	27%
2040	27.6%	29.8%	1.18	27%
2050	27.6%	29.8%	1.18	27%
2060	27.6%	29.8%	1.18	27%

注 1 : 保険料率は、平成11年財政再計算に基づくものである。

注 2 : 「職域部分の割合」は、「厚生年金相当部分＋職域部分」を厚生年金相当分で除した値である。なお、追加費用により賄われる給付費を除いて算出している。

注 3 : 「職域部分を除く保険料率」は、「(保険料率－基礎年金拠出金相当保険料率) ÷ 職域部分の割合＋基礎年金拠出金相当保険料率」としている。

(図表 9 - 2)

厚生年金と地共済との比較

年度 (西暦)	厚生年金	地共済Ⅲ		
	保険料率	保険料率	職域部分の 割合 (2F+3F)/2F	職域部分を除く 保険料率
2000	17.35%	16.56%	1.10	15%
2005	19.85%	18.86%	1.10	17%
2010	22.35%	21.06%	1.12	19%
2020	27.35%	25.46%	1.14	23%
2030	27.6%	26.64%	1.17	24%
2040	27.6%	26.64%	1.18	24%
2050	27.6%	26.64%	1.18	24%
2060	27.6%	26.64%	1.19	23%

注 1 : 保険料率は、平成11年財政再計算に基づくものである。

注 2 : 標準報酬ベースの値である。(換算係数1.25)

注 3 : 「職域部分の割合」は、「厚生年金相当部分+職域部分」を厚生年金相当分で除した値である。なお、追加費用により賄われる給付費を除いて算出している。

注 4 : 「職域部分を除く保険料率」は、「(保険料率-基礎年金拠出金相当保険料率)÷職域部分の割合+基礎年金拠出金相当保険料率」としている。

(図表 9 - 3)

厚生年金と私学共済との比較

年度 (西暦)	厚生年金	私学共済Ⅲ		
	保険料率	保険料率	職域部分の 割合 (2F+3F)/2F	職域部分を除く 保険料率
2000	17.35%	13.3%	1.16	12%
2005	19.85%	15.0%	1.17	13%
2010	22.35%	16.7%	1.17	15%
2020	27.35%	20.1%	1.17	18%
2030	27.6%	23.5%	1.16	21%
2040	27.6%	26.9%	1.15	24%
2050	27.6%	27.8%	1.15	25%
2060	27.6%	27.8%	1.15	25%

注 1 : 保険料率は、平成11年財政再計算に基づくものである。

注 2 : 「職域部分の割合」は、「厚生年金相当部分＋職域部分」を厚生年金相当分で除した値である。

注 3 : 「職域部分を除く保険料率」は、「(保険料率－基礎年金拠出金相当保険料率) ÷ 職域部分の割合＋基礎年金拠出金相当保険料率」としている。

(図表 9 - 4)

厚生年金と農林年金との比較

年度 (西暦)	厚生年金	農林年金Ⅳ		
	保険料率	保険料率	職域部分の 割合 (2F+3F)/2F	職域部分を除く 保険料率
2000	17.35%	19.49%	1.22	17%
2005	19.85%	22.39%	1.23	19%
2010	22.35%	25.29%	1.26	22%
2020	27.35%	29.69%	1.23	26%
2030	27.6%	29.69%	1.20	26%
2040	27.6%	29.69%	1.18	27%
2050	27.6%	29.69%	1.18	27%
2060	27.6%	29.69%	1.18	27%

注 1 : 保険料率は、平成11年財政再計算に基づくものである。

注 2 : 「職域部分の割合」は、「厚生年金相当部分＋職域部分」を厚生年金相当分で除した値である。

注 3 : 「職域部分を除く保険料率」は、「(保険料率－基礎年金拠出金相当保険料率) ÷ 職域部分の割合＋基礎年金拠出金相当保険料率」としている。

(2) 共済各制度の保険料率を厚生年金の保険料率と比較すると以下のとおりである。**(図表 10)**

現在の保険料率は、厚生年金を 100 とすれば、それぞれ、国共済 106、地共済 95、私学共済 77、農林年金 112 となっている。

最終保険料率は、厚生年金の保険料率を 100 とすれば、それぞれ、国共済 108、地共済 97、私学共済 101、農林年金 108 と見込まれている。

職域部分を除いた場合の最終保険料率を推計し、厚生年金を 100 とすれば、国共済 96、地共済 85、私学共済 91、農林年金 97 と見込まれている。

地共済及び私学共済の最終保険料率は、厚生年金よりも 1 割程度低い水準であるが、この要因としては、積立比率が高いことにより多くの運用収入を得られることや、基礎年金拠出金に相当する保険料率が低いことなどがある。

(図表10)

厚生年金を100とした場合の保険料率

保険料率（職域相当部分を含む）

年度 (西暦)	厚生年金	国共済Ⅲ	地共済Ⅲ	私学共済Ⅲ	農林年金Ⅳ
2000	100	106	95	77	112
2005	100	107	95	76	113
2010	100	107	94	75	113
2020	100	108	93	73	109
2030	100	108	97	85	108
2040	100	108	97	97	108
2050	100	108	97	101	108
2060	100	108	97	101	108

保険料率（職域相当部分を除く）

年度 (西暦)	厚生年金	国共済Ⅲ	地共済Ⅲ	私学共済Ⅲ	農林年金Ⅳ
2000	100	98	89	69	97
2005	100	99	88	68	97
2010	100	99	86	67	96
2020	100	98	84	66	95
2030	100	97	86	76	96
2040	100	97	85	88	97
2050	100	97	85	91	97
2060	100	96	85	91	97

V. 財源構成と積立水準

1. 基本的考え方

- (1) 公的年金制度の年金給付は、将来の保険料、国庫負担、保有積立金により賄われることとなる。制度ごとの財政状況をより詳細にみるためには、年金給付の財源構成を把握していく必要がある。
- (2) 過去の被保険者期間に係る年金の給付現価^注や給付確定部分の給付現価と保有積立金の関係により、制度ごとの積立水準を把握していく必要がある。なお、公的年金制度の積立金には、人口構成等の変化による保険料率の上昇を低く抑え、世代間の保険料負担の差を小さくするという機能がある。

2. 年金給付の財源構成

年金給付は、現在までの被保険者期間に係る年金給付と将来の被保険者期間に係る年金給付とから構成されるが、それぞれの財源構成（保険料、国庫負担、保有積立金）を把握していく必要がある。

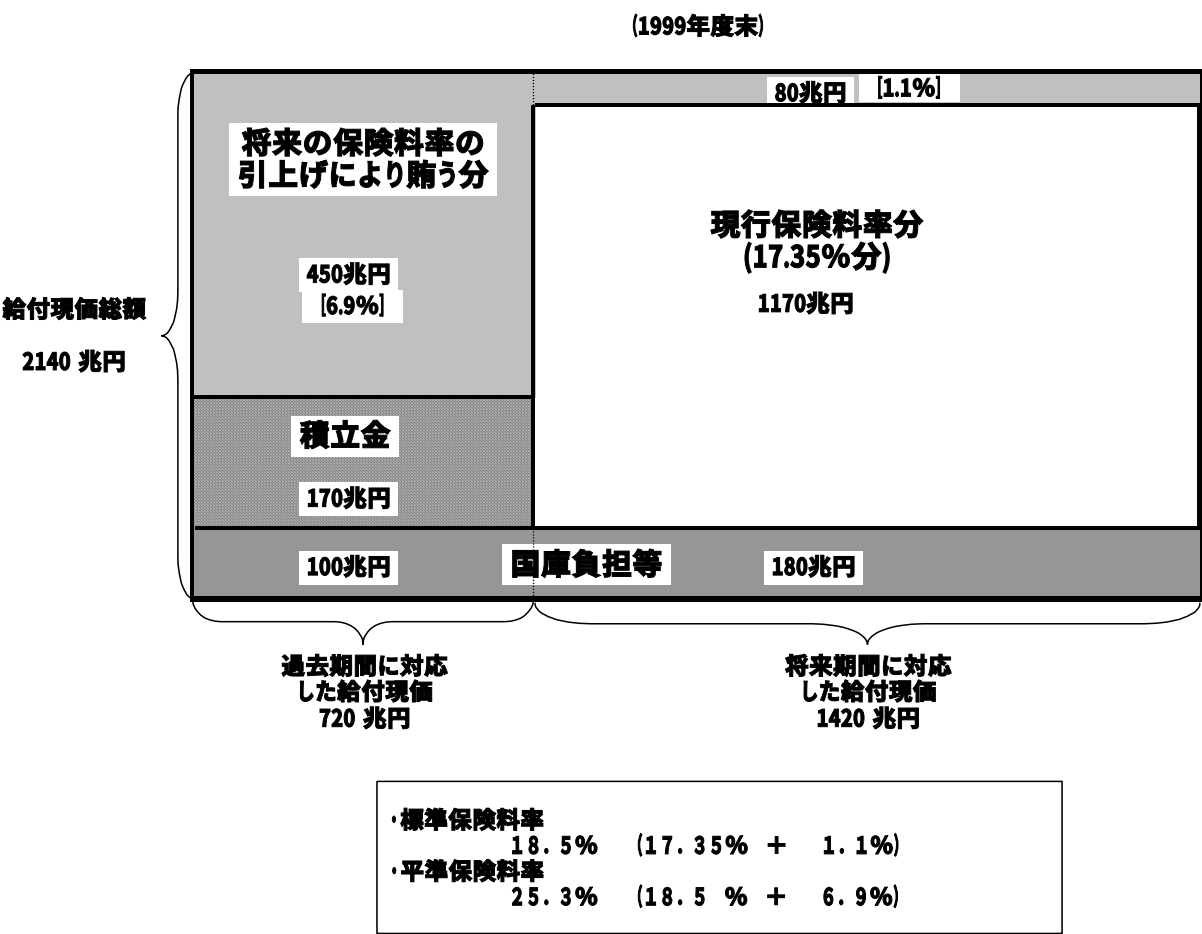
特に将来の保険料で賄う部分について、現在の保険料率で賄われる部分と将来の保険料率の引上げにより賄う部分に区分することにより、後代への負担の先送りの状況が把握できる。

現時点で算定された年金給付の財源構成は以下のとおりである。なお、地
共済においてはこの値は提出されていない。（図表 11-1～図表 11-4）

注：給付現価とは、将来にわたり支払われる毎年の年金額を運用利回りの率で割り引いた額の合計額のことである。毎年の年金額は、年金受給者の失権割合等の基礎率や被保険者・年金受給者の実態を表す基礎数を用いて算定される。

(図表11-1)

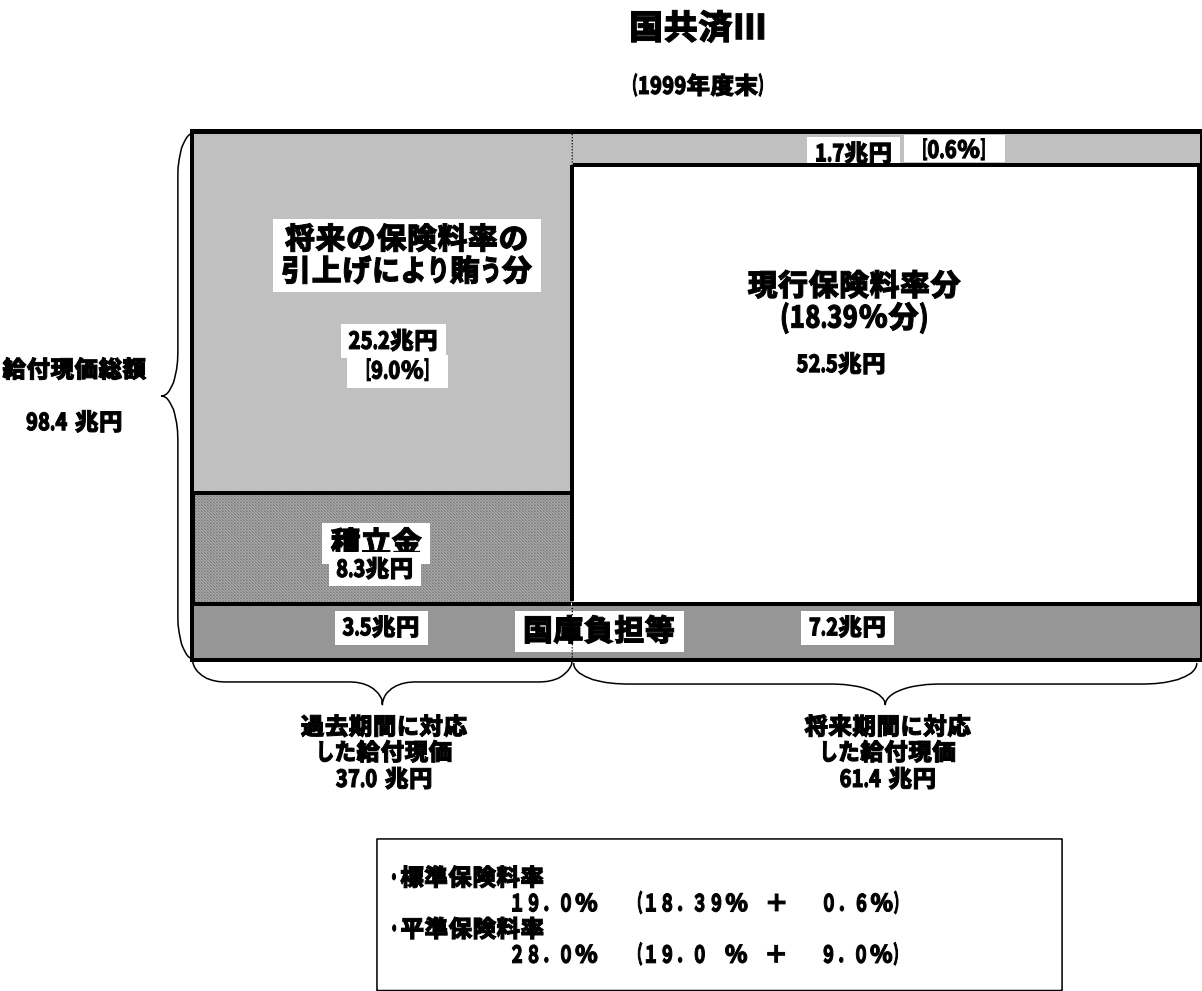
厚生年金の給付現価と財源構成



注1：経済前提として、賃金上昇率 年2.5%、物価上昇率 年1.5%、運用利回り 年4.0%としている。
注2：国庫負担割合は1/3としている。
注3：〔 〕内は保険料率換算（標準報酬ベース）。

(図表11-2)

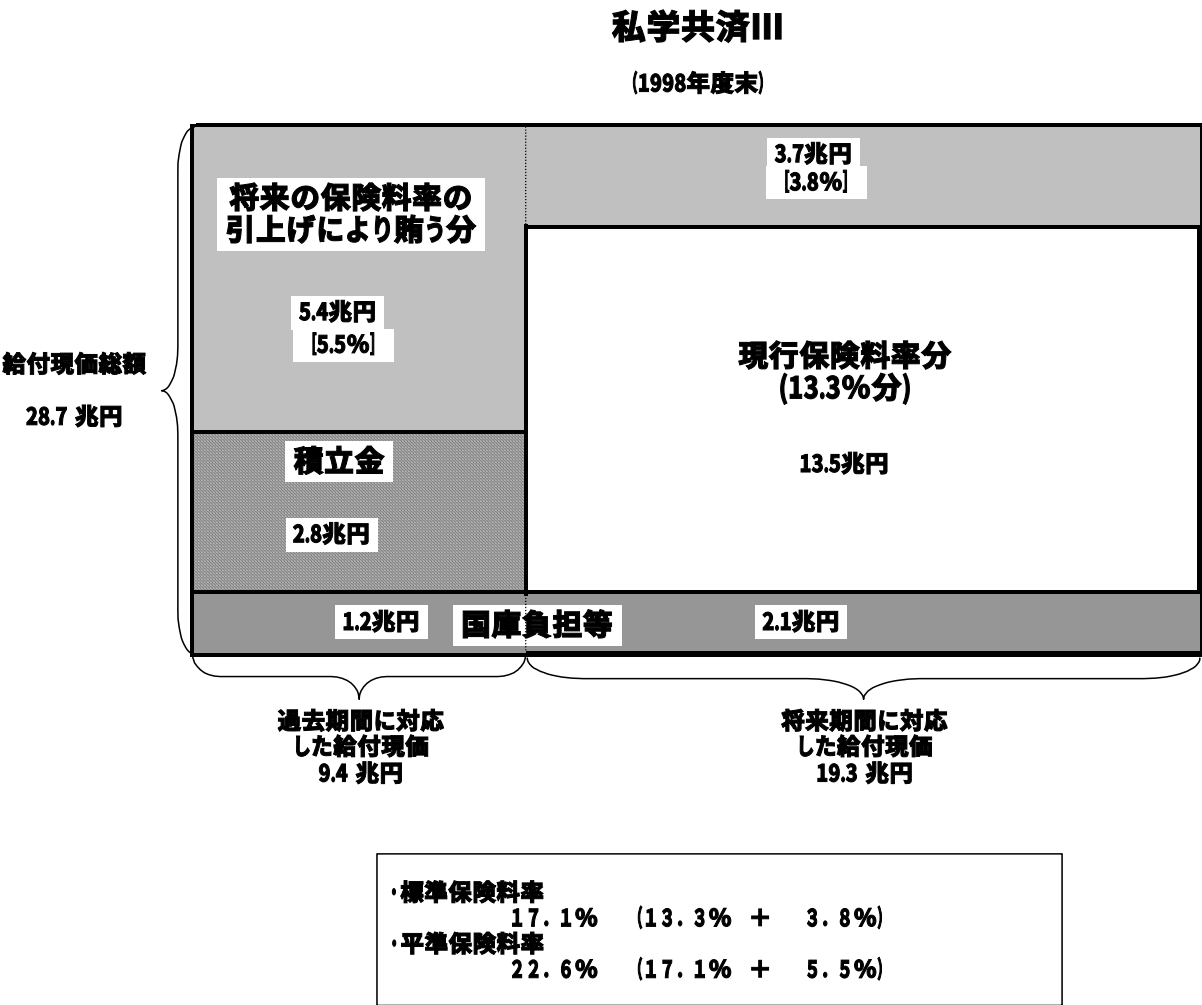
国 共 済 の 給 付 現 価 と 財 源 構 成



注1:平成11年財政再計算結果のうち厚生年金被保険者数と同様な傾向で組合員数が減少すると仮定したケースに基づく粗い試算である。
注2:経済前提として、賃金上昇率 年2.5%、物価上昇率 年1.5%、運用利回り 年4.0%としている。
注3:国庫負担割合は1/3としている。
注4:[]内は保険料率換算(標準報酬ベース)。
注5:給付現価は、追加費用により賄われる給付費を除いて算出している。

(図表11-3)

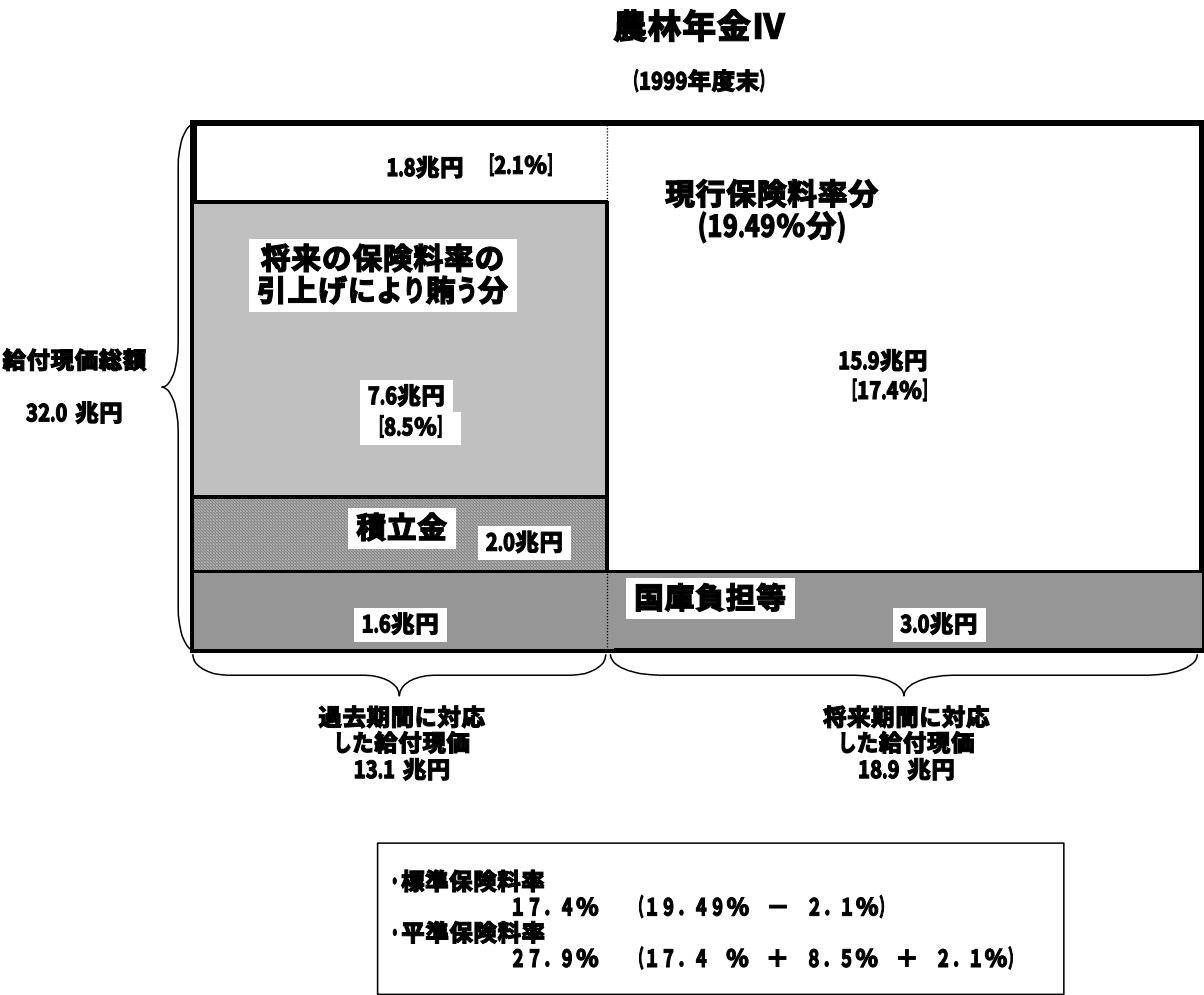
私学共済の給付現価と財源構成



注1：平成11年財政再計算結果のうち厚生年金被保険者数と同様な傾向で組合員数が減少すると仮定したケースに基づく推計である。
注2：経済前提として、賃金上昇率 年2.5%、物価上昇率 年1.5%、運用利回り 年4.0%としている。
注3：国庫負担割合は1/3としている。
注4：[] 内は保険料率換算（標準報酬ベース）。

(図表11-4)

農 林 年 金 の 給 付 現 価 と 財 源 構 成



注1：平成11年財政再計算結果のうち厚生年金被保険者数と同様な傾向で組合員数が減少すると仮定したケースに基づく推計である。
注2：経済前提として、賃金上昇率 年2.5%、物価上昇率 年1.5%、運用利回り 年4.0%としている。
注3：国庫負担割合は1/3としている。
注4：[] 内は保険料率換算 (標準報酬ベース)。

3. 過去期間に係る年金給付の財源構成

過去の被保険者期間に係る年金の給付現価（過去期間相当給付現価）とこれまでの保険料等の収入と支出の結果である保有積立金との関係を把握していく。現時点で算定された過去期間に係る年金給付の財源構成は以下のとおりである。なお、地共済においてはこの値は提出されていない。**(図表 12)**

ア. 厚生年金

1999 年度末時点での過去期間相当給付現価のうち制度独自の財源により賄われる部分（国庫負担を除いた額）は 620 兆円であり、その時点での保有積立金 170 兆円は、その 27%を占めている。

イ. 国共済

1999 年度末時点での過去期間相当給付現価のうち制度独自の財源により賄われる部分は 33.5 兆円であり、その時点での保有積立金 8.3 兆円は、その 25%を占めている。

ウ. 私学共済

1998 年度末時点での過去期間相当給付現価のうち制度独自の財源により賄われる部分は 8.2 兆円であり、その時点での保有積立金 2.8 兆円は、その 34%を占めている。

エ. 農林年金

1999 年度末時点での過去期間相当給付現価のうち制度独自の財源により賄われる部分は 11.4 兆円であり、その時点での保有積立金 2.0 兆円は、その 18%を占めている。

(図表12)

過去期間に係る年金給付の財源構成

	①	②	③	④	⑤	⑥
	過去期間相 当給付現価	国庫負担	独自財源分 (①－②)	保有積立金	保険料分 (③－④)	積立金割合 (④／③)
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	%
厚生年金 (1999年度末)	720	100	620	170	450	27
国 共 済 (1999年度末)	37.0	3.5	33.5	8.3	25.2	25
私学共済 (1998年度末)	9.4	1.2	8.2	2.8	5.4	34
農林年金 (1999年度末)	13.1	1.6	11.4	2.0	9.4	18

4. 給付確定部分の給付現価

(1) 世代間扶養の考え方を取り入れている公的年金制度においても、世代間の公平性に配慮した財政運営を行っていく必要がある。そのため、保険料の拠出時点において給付が確定でき、その費用負担を平準化する必要があると考えられる部分（スライド・再評価により増加する部分を除いた老齢年金の報酬比例部分、以下給付確定部分という）については、少なくとも積立方式の考え方に基づいて財政運営を行う必要がある。

(2) 積立水準を把握するために、上記の給付確定部分の給付現価を保有積立金と比較する。現時点で算定された給付確定部分の給付現価は以下のとおりである。なお、国共済及び地共済においてはこの値は提出されていない。

ア. 厚生年金

1998 年度末時点における給付確定部分の給付現価は 160 兆円、保有積立金は 166 兆円である。

イ. 私学共済

1998 年度末時点における給付確定部分の給付現価は 2.4 兆円、保有積立金は 2.8 兆円である。

ウ. 農林年金

1999 年度末時点における給付確定部分の給付現価は 2.1 兆円、保有積立金は 2.0 兆円である。

5. 積立比率の推移

(1) 積立比率とは、積立金と支出総額の比であり、昭和 45(1970)年度において、

各制度とも 20 倍前後の水準であった。平成 9 (1997) 年度においては、地共済と私学共済は 13 倍程度、厚生年金、国共済、農林年金は 5 ～ 8 倍程度となっている。

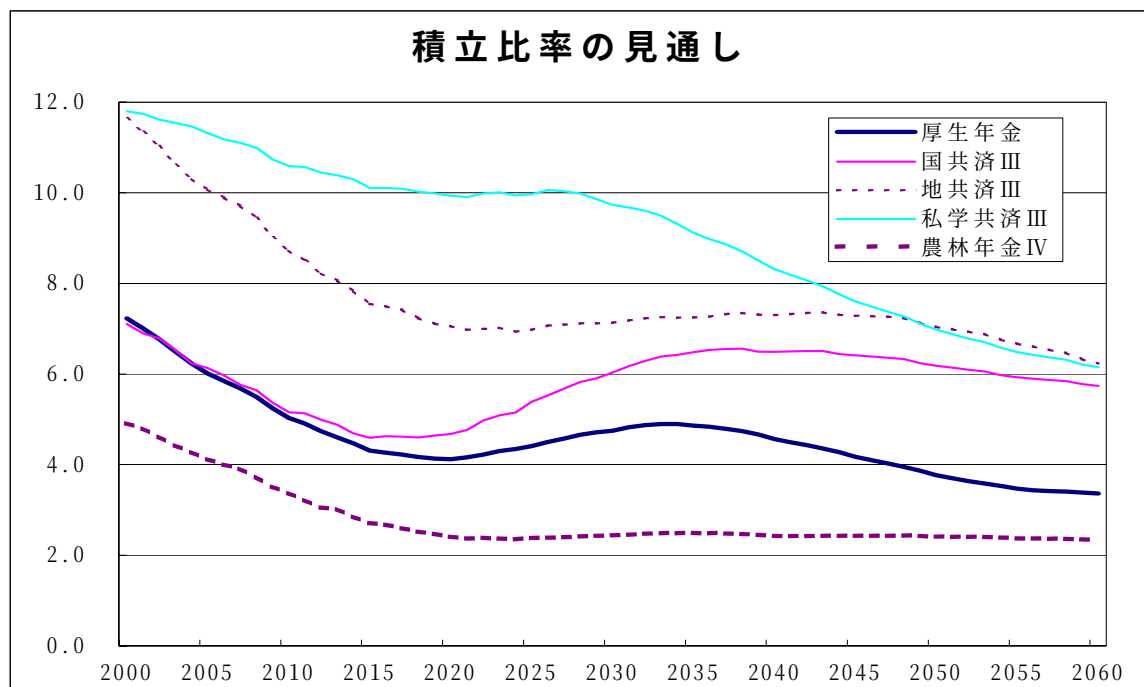
(2) 将来の積立比率は以下のように見込まれている。**(図表 13)**

各制度とも積立比率は概ね減少傾向にあるが、2060 年度までは 2 倍を超えている。

(図表13)

積立比率の見通し

年度 (西暦)	厚生年金	国共済Ⅲ	地共済Ⅲ	私学共済Ⅲ	農林年金Ⅳ
2000	7.2	7.1	11.6	11.8	4.9
2005	6.0	6.1	10.1	11.3	4.1
2010	5.0	5.2	8.7	10.6	3.4
2020	4.1	4.7	7.1	9.9	2.4
2030	4.8	6.0	7.1	9.7	2.4
2040	4.6	6.5	7.3	8.3	2.4
2050	3.8	6.2	7.0	7.0	2.4
2060	3.4	5.7	6.2	6.1	2.3



積立比率とは、ある年度の実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いたもの）に対して、前年度末に保有する積立金がその何年分に相当しているかを示す指標である。

VI. 財政の評価

1. 各制度の財政状況の評価

制度の安定性、制度間の公平性、財源構成と積立水準のそれぞれの項目ごとに各制度の状況进行分析してきたが、以下においては、各制度ごとにその財政状況について評価を行う。

ア. 厚生年金

平成 11(1999)年の制度改革により、これまで 34.5%と見込まれていた最終保険料率が 2025 年度以降 27.6%（国庫負担割合 2 分の 1 の場合には 2020 年度以降 25.2%）と見込まれ、制度の安定化が図られた。

しかしながら、保険料率の引上げが見送られたこともあり、2000 年度からは運用収入の一部を支出に充てることが見込まれる。

厚生年金は、大部分の民間被用者を対象とする一般的な制度であり、共済各制度の給付水準や保険料水準の基準ともなっていることから、制度の安定性を今後とも一層図っていく必要がある。

さらに、将来の被保険者数は将来推計人口や就業構造の変化により異なってくるが、被保険者数の将来見通しは年金財政に与える影響が大きいので、今後とも幅をもった複数のケースを想定して財政見通しを示していく必要がある。

イ. 国共済

国共済の最終保険料率は厚生年金の最終保険料率より 1 割程度高くなると見込まれているが、職域部分を除くと厚生年金とほぼ同程度の水準となっている。

しかしながら、組合員数はここ数年微減しており、また、国家公務員の定員の削減方針が示されていることから、今後の組合員数の動向に十分な

注意を払う必要がある。

国共済は平成 3 (1991) 年度から運用収入の一部を支出に充てており、総合費用率においても、2000 年度で 22% と、農林年金に次いで高くなっている。また、今後の積立金の運用状況によっては単年度収支が赤字になることが見込まれている。

こうしたことから、組合員数の動向や積立金の運用状況によって受ける影響が大きい財政状況といえる。

ウ．地共済

地共済の最終保険料率は厚生年金の最終保険料率とほぼ同程度の水準と見込まれているが、職域部分を除くと厚生年金より 1 割程度低くなっている。保険料率の引上げ幅も 5 年ごとに 2.2% と厚生年金よりも低くなっている。

総合費用率は、2000 年度で 16% となっており、私学共済に次いで低いが、今後 20 年間くらいはその増加が最も大きく、2020 年度では現在より 13% も高い 29% に達すると見込まれる。同じ期間の他の共済制度が 7% ～ 9% 程度の上昇であることと比べて、成熟化が急速に進むこととなる。また、組合員数はここ数年微減しており、現時点の財政状況が比較的良いとはいえ、今後は楽観できるものではない。

エ．私学共済

私学共済の最終保険料率は厚生年金の最終保険料率とほぼ同程度の水準と見込まれているが、職域部分を除くと厚生年金より 1 割程度低くなっている。

また、最終保険料率に達するのが 2045 年度と、他の制度と比べて最も遅く、保険料率の引上げ幅は最も小さい。

しかしながら、総合費用率は、再計算直後の 2000 年度では 13% と他の共済制度と比べて最も低いものの、50 年後の 2050 年度においては 37% に達すると見込まれる。また、現在の保険料率 13.3% は、平準保険料率 22.6%

の 59%であり、厚生年金が 69%、国共済が 66%、地共済が 67%、農林年金が 70%であることに比べて低く、将来の年金給付の財源を将来世代の保険料に依存する割合が他の制度より高い。また、学齢人口の減少に伴い組合員数が減少傾向になることが予測され、現時点の財政状況が各制度の中で良いとはいえ、将来は楽観できるものではない。

オ．農林年金

農林年金の最終保険料率は厚生年金の最終保険料率より 1 割程度高くなると見込まれているが、職域部分を除くと厚生年金とほぼ同程度の水準となっている。しかしながら、今回の保険料率は、組合員数が直近 3 年間では年 1%～2%減少しているにもかかわらず、今後 10 年間くらいは組合員数一定という見通しを基に算出されたものであり、組合員数の直近の傾向を反映していない。

保険料率が他の共済制度よりも高いにもかかわらず、農林年金は昭和 62(1987)年度から運用収入の一部を支出に充てており、総合費用率においても、2000 年度で 23%と、他の共済制度と比べて最も高くなっている。また、2020 年度までのうち 11 の年度で単年度収支が赤字となり、積立金の取崩しという状況が見込まれている。

農林年金の保有積立金は、これまでの組合員期間に係る年金の給付に必要な財源の 18%で、厚生年金が 27%、国共済が 25%、私学共済が 34%であることと比べて極めて低く、これまでの組合員期間に係る年金給付の財源を将来の保険料に依存する割合が最も高い。

こうしたことから、農林年金の財政状況は各制度を通じて最も厳しいといえる。今後組合員数が見通しより減少すれば、保険料率をさらに高くしなければならない。

2. 総合評価

以下においては、被用者年金制度全体にわたる財政状況について、総合的・横断的に評価を行う。

(1) 将来予測の重要性

我が国の年金制度は将来老齢年金受給者数の被保険者数に対する割合が50%を超えると見込まれており、世代間の負担の公平を念頭におきつつ保険料率を計画的、段階的に引き上げなければならない。年金制度の安定性は、そのような保険料率の引上げが確実に実現できるかどうかにかかっている。

平成11年の制度改正により、将来の給付及び保険料負担が抑制され財政の安定化が図られており、厚生年金の最終保険料率は、年収の20%（月収の26%）に近い水準と見込まれている。共済制度の職域部分の給付は厚生年金（基礎年金を含む）の1割程度となっており、共済各制度の最終保険料率は、厚生年金の1割増程度の範囲内にあると見込まれている。

今回の財政再計算で特徴的なことは、共済制度において年金財政の安定性に大きな影響がある将来の組合員数について複数のケースが設定されていることであり、年金財政の将来の姿を幅をもって予測する上で評価できる。しかしながら、保険料率を見込む前提となる被保険者数・組合員数の将来見通しについて、正確な予測が困難な面があるが、財政再計算期ごとに、将来推計人口の推移、これまでの各制度ごとの被保険者数・組合員数の動向やその他各制度を取り巻く諸状況に基づくできるだけ正確な将来見通しをもつことが、極めて重要である。

(2) 制度間の公平性

制度間の負担の公平性は同じ年金給付に対する保険料水準がどの程度の差となっているかによるが、厚生年金と共済制度を比較する場合には、全体の1割程度を占める職域部分の保険料率を除いて比較しなければならない。

現在の保険料率は厚生年金が17.35%であり、共済各制度とも職域部分を含めて概ね17%から19%の間にあり、それほど大きな差はないが、私学共済のみはまだ13.3%と著しく低い。職域部分を除いた最終保険料率は、国共済及び農林年金は厚生年金とほぼ同程度の水準、地共済及び私学共済は厚生年金より1割程度低い水準と見込まれている。

このような現在の保険料率及び最終保険料率の差は、各制度の成熟化の度合や積立比率、基礎年金拠出金に相当する保険料率の差（地共済及び私学共済は成熟化の度合は低く、積立比率は高く、基礎年金拠出金に相当する保険料率は低い）などが原因であり、制度が分立したままではこの差を完全になくすことは難しい。

(3) 保険料率の計画的な引上げ

今回の保険料率の引上げの見送りは、これからまだ高くなる保険料率をさらに押し上げることになるばかりか、今回の見送りにより厚生年金までその年度の保険料収入及び国庫負担のみではその年度の支出を賄うことができず、運用収入の一部をその年度の支出に充てざるをえないことになるなど、年金財政に与える影響は大きい。年金財政の長期的安定性及び世代間の負担の公平性の観点からは保険料率の凍結や計画的な引上げの先送りはすべきでない。

(4) 詳細な情報開示の必要性

年金財政の検証はあくまでも各制度から提出されたデータに基づいて行うこととなるので、今回の検証作業にあたり、各制度に対して必要なデータの提出を求めてきたが、技術的な事情等を理由として提出されないデータが

あり、そのため今回の検証は提出資料の範囲内に留まらざるをえなかった。

各制度ができるだけ詳細なデータや情報を公開し、それに基づいて精度の高い財政検証を行うことは年金制度に対する国民の理解を深め、信頼性を維持する上で極めて重要であるので、このことについての各制度の真剣な取り組みを要請したい。

(5) おわりに

我が国の年金制度は、今回改正により各制度を通じて制度の安定化が図られたが、基礎年金の国庫負担の引上げなど残された課題も多い。

政府及び各保険者においては、今後とも人口や経済などの年金制度を取り巻く状況や、年金制度に対して大きな影響を与える諸要素の動向を見守りつつ、年金制度の一元化などを含む制度のあり方について幅広く検討し、制度のより一層の安定性、公平性の確保と信頼性の向上に努力することを望みたい。

(別添1)

厚生年金：保険料率の比較

		保険料率 (2000年4月現在)		国庫負担割合1/3	(参考) 国庫負担割合1/2
財政再計算 結果 (中位推計)		17.35%	最終保険料率	27.6%	25.2%
			到達年度	2025年度	2020年度
			引上げ幅 (5年ごと)	2.5%	2.3% (2004年度のみ1.3%)
			2060年度の 積立比率	3.4	3.8
(参考) 被保険者数の前提	低位推計に基づく		最終保険料率	30.2%	27.6%
			到達年度	2025年度	2025年度
			引上げ幅 (5年ごと)	2.5%	2.3% (2004年度のみ1.3%)
			2060年度の 積立比率	5.6	6.1
	高位推計に基づく		最終保険料率	25.1%	23.0%
			到達年度	2020年度	2015年度
			引上げ幅 (5年ごと)	2.5%	2.3% (2004年度のみ1.3%)
			2060年度の 積立比率	0.83	1.3

注1： 標準報酬ベースの値である。

注2： 経済前提は、賃金上昇率年2.5%、物価上昇率年1.5%、運用利回り年4.0%となっている。

国共済：保険料率の比較

	保険料率 (2000年4月現在)		国庫負担割合1/3	(参考) 国庫負担割合1/2
国共済Ⅰ	18.39%	最終保険料率	26.2%	24.1%
		到達年度	2015年度	2015年度
		引上げ幅 (5年ごと)	2.8%	2.5% (2004年度のみ1.5%)
		2060年度の 積立比率	3.8	4.0
国共済Ⅱ		最終保険料率	29.3%	27.2%
		到達年度	2020年度	2020年度
		引上げ幅 (5年ごと)	2.8%	2.5% (2004年度のみ1.5%)
		2060年度の 積立比率	6.5	6.8
国共済Ⅲ		最終保険料率	29.8%	27.8%
		到達年度	2025年度	2025年度
		引上げ幅 (5年ごと)	2.8%	2.5% (2004年度のみ1.5%)
		2060年度の 積立比率	5.7	6.1

注1： 標準報酬ベースの値である。

注2： 経済前提は、賃金上昇率年2.5%、物価上昇率年1.5%、運用利回り年4.0%となっている。

地共済：保険料率の比較

	保険料率 (2000年4月現在)		国庫負担割合1/3	(参考) 国庫負担割合1/2
地共済Ⅰ	16.56%	最終保険料率	22.88%	21.44%
		到達年度	2015年度	2015年度
		引上げ幅 (5年ごと)	2.2%	2.0% (2004年度のみ1.2%)
		2060年度の 積立比率	4.4	4.9
地共済Ⅱ		最終保険料率	25.84%	24.40%
		到達年度	2025年度	2025年度
		引上げ幅 (5年ごと)	2.2%	2.0% (2004年度のみ1.2%)
		2060年度の 積立比率	7.0	7.4
地共済Ⅲ		最終保険料率	26.64%	25.12%
		到達年度	2025年度	2025年度
		引上げ幅 (5年ごと)	2.2%	2.0% (2004年度のみ1.2%)
		2060年度の 積立比率	6.2	6.5

注1： 標準報酬ベースの値である。

注2： 経済前提は、賃金上昇率年2.5%、物価上昇率年1.5%、運用利回り年4.0%となっている。

注3： 国庫負担割合1/2の場合の2004年度の引上げ幅1.2%は、公務負担分を含む保険料率16.66%と17.86%との差である。

私学共済：保険料率の比較

	保険料率 (2000年4月現在)		国庫負担割合1/3	(参考) 国庫負担割合1/2
私学共済Ⅰ	13.3 %	最終保険料率	24.2%	21.8%
		到達年度	2045年度	2045年度
		引上げ幅 (5年ごと)	1.3%	1.0%
		2060年度の 積立比率	4.5	5.2
私学共済Ⅱ		最終保険料率	28.3%	25.8%
		到達年度	2045年度	2045年度
		引上げ幅 (5年ごと)	1.8%	1.5%
		2060年度の 積立比率	5.8	6.4
私学共済Ⅲ		最終保険料率	27.8%	25.4%
		到達年度	2045年度	2045年度
		引上げ幅 (5年ごと)	1.7%	1.4%
		2060年度の 積立比率	6.1	6.9

注1： 標準報酬ベースの値である。

注2： 経済前提は、賃金上昇率年2.5%、物価上昇率年1.5%、運用利回り年4.0%となっている。

農林年金：保険料率の比較

	保 険 料 率 (2000年 4 月 現 在)		国 庫 負 担 割 合 1/3	(参 考) 国 庫 負 担 割 合 1/2
農 林 年 金 I	19.49%	最 終 保 険 料 率	29.09%	26.59%
		到 達 年 度	2020年 度	2020年 度
		引 上 げ 幅 (5 年 ごと)	2.9%	2.5% (2004年 度 の み 1.5%)
		2060年 度 の 積 立 比 率	5.7	6.5
農 林 年 金 II		最 終 保 険 料 率	31.09%	28.49%
		到 達 年 度	2020年 度	2020年 度
		引 上 げ 幅 (5 年 ごと)	2.9%	2.5% (2004年 度 の み 1.5%)
		2060年 度 の 積 立 比 率	8.9	9.9
農 林 年 金 III		最 終 保 険 料 率	28.49%	25.99%
		到 達 年 度	2020年 度	2015年 度
		引 上 げ 幅 (5 年 ごと)	2.9%	2.5% (2004年 度 の み 1.5%)
		2060年 度 の 積 立 比 率	2.4	2.7
農 林 年 金 IV		最 終 保 険 料 率	29.69%	27.19%
		到 達 年 度	2020年 度	2020年 度
		引 上 げ 幅 (5 年 ごと)	2.9%	2.5% (2004年 度 の み 1.5%)
		2060年 度 の 積 立 比 率	2.3	2.6
農 林 年 金 V		最 終 保 険 料 率	34.39%	32.69%
		到 達 年 度	2025年 度	2025年 度
		引 上 げ 幅 (5 年 ごと)	2.9%	2.5% (2004年 度 の み 1.5%)
		2060年 度 の 積 立 比 率	8.8	11.1

注1：標準報酬ベースの値である。

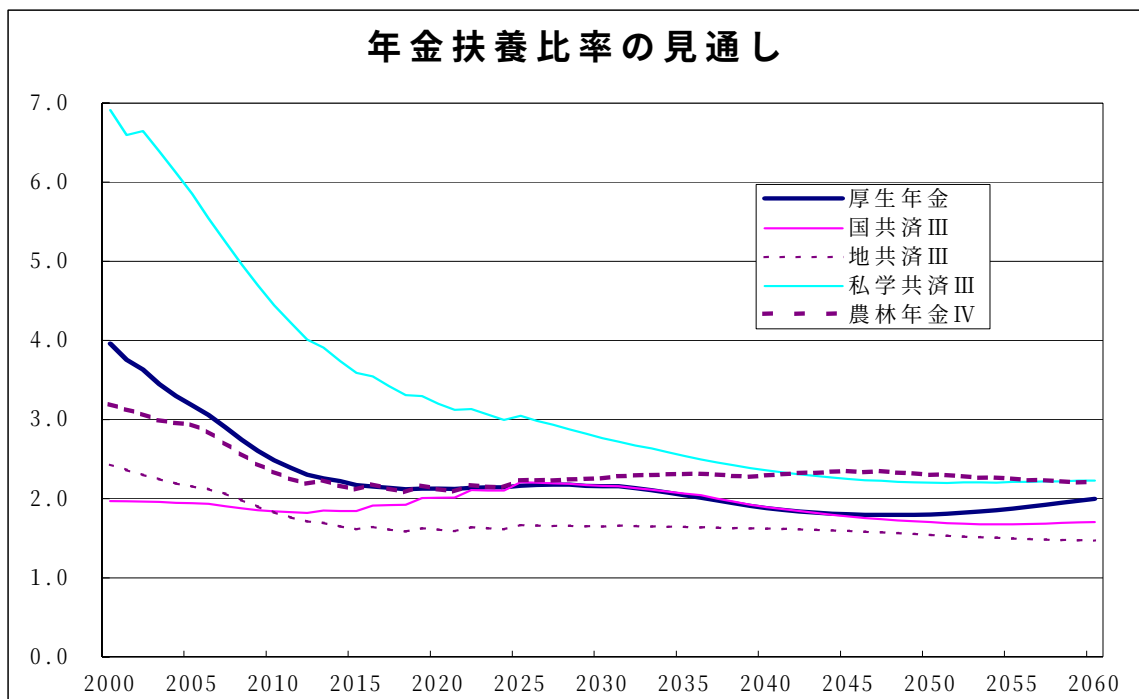
注2：経済前提は、賃金上昇率年2.5%、物価上昇率年1.5%、運用利回り年4.0%となっている。

注3：農林年金Ⅰ、Ⅱ及びⅤの場合、最終保険料率は、積立比率が増加しつづける水準に設定されている。

(別添 2)

年金扶養比率の見通し

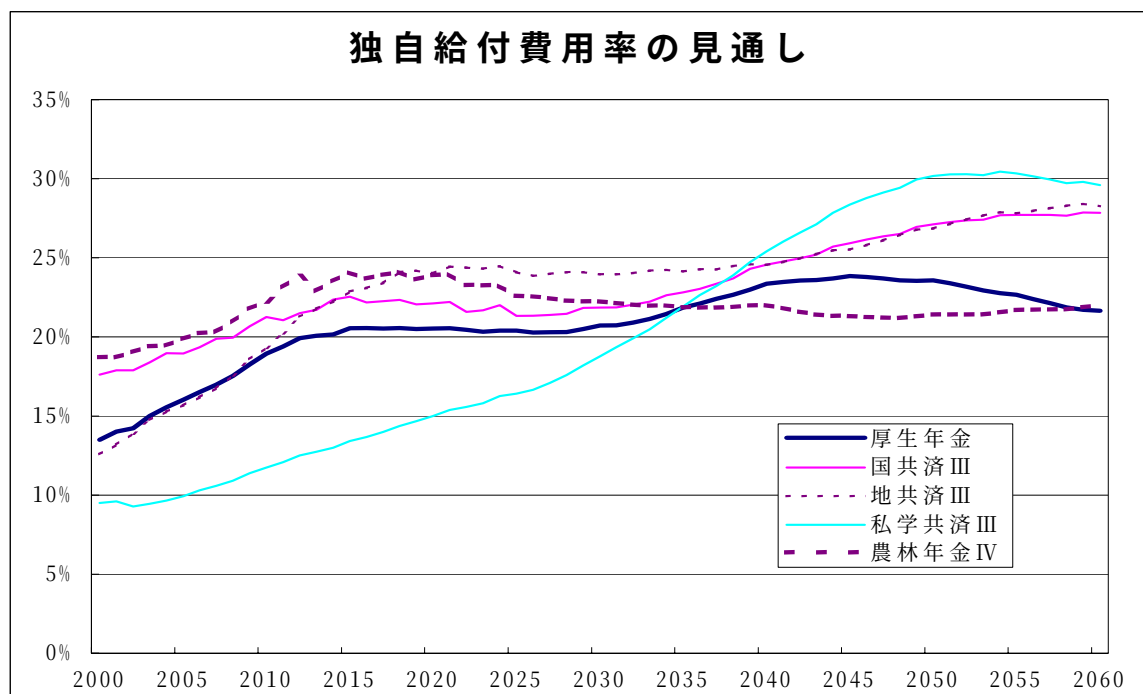
年度 (西暦)	厚生年金	国共済Ⅲ	地共済Ⅲ	私学共済Ⅲ	農林年金Ⅳ
2000	4.0	2.0	2.4	6.9	3.2
2005	3.2	1.9	2.2	5.9	2.9
2010	2.5	1.8	1.8	4.4	2.3
2020	2.1	2.0	1.6	3.2	2.1
2030	2.2	2.2	1.6	2.8	2.3
2040	1.9	1.9	1.6	2.4	2.3
2050	1.8	1.7	1.5	2.2	2.3
2060	2.0	1.7	1.5	2.2	2.2



年金扶養比率とは、一人の老齢・退職年金受給者を何人の被保険者・組合員が支えているかを示す指標である。この場合、老齢・退職年金受給者としては、その制度の被保険者・組合員期間が老齢基礎年金の資格期間を満たしている者及び旧法の老齢・退職年金受給者のみを対象とする。

独自給付費用率の見通し

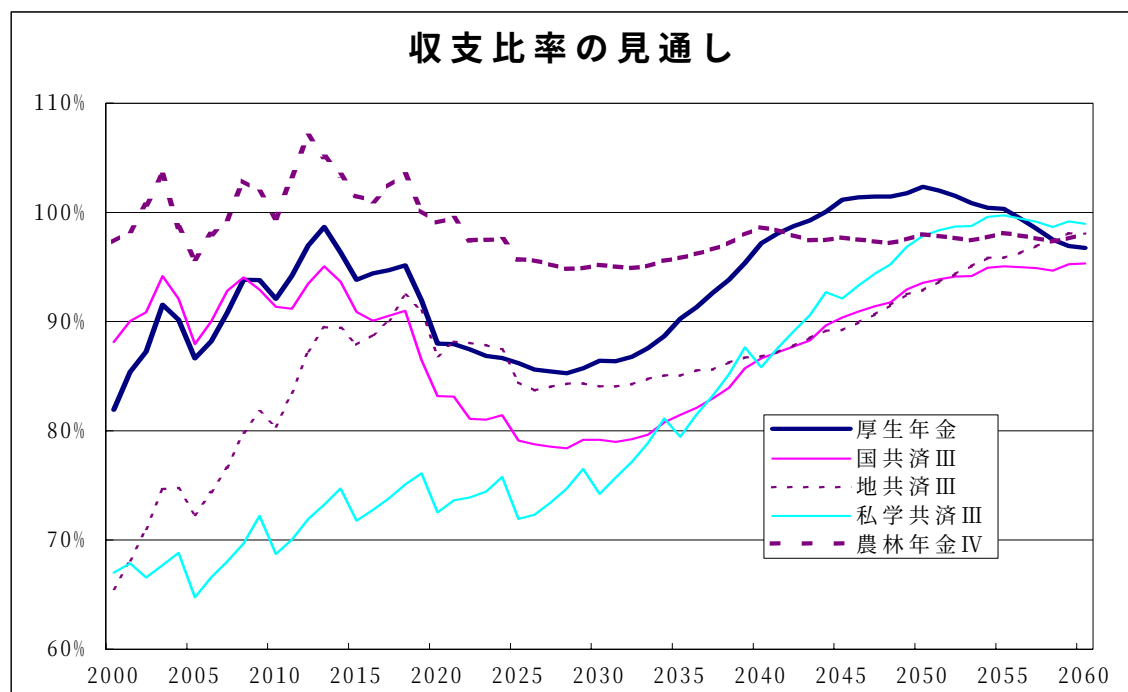
年度 (西暦)	厚生年金	国共済Ⅲ	地共済Ⅲ	私学共済Ⅲ	農林年金Ⅳ
2000	14%	18%	13%	10%	19%
2005	16%	19%	16%	10%	20%
2010	19%	21%	19%	12%	22%
2020	21%	22%	24%	15%	24%
2030	21%	22%	24%	19%	22%
2040	23%	25%	25%	25%	22%
2050	24%	27%	27%	30%	21%
2060	22%	28%	28%	30%	22%



独自給付費用率とは、ある年度の実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いたもの）から基礎年金拠出金を控除したものである制度の独自給付費が、その年度の標準報酬総額に占める割合を示す指標である。

収支比率の見通し

年度 (西暦)	厚生年金	国共済Ⅲ	地共済Ⅲ	私学共済Ⅲ	農林年金Ⅳ
2000	82%	88%	66%	67%	97%
2005	87%	88%	72%	65%	96%
2010	92%	91%	80%	69%	99%
2020	88%	83%	87%	73%	99%
2030	86%	79%	84%	74%	95%
2040	97%	87%	87%	86%	99%
2050	102%	94%	93%	98%	98%
2060	97%	95%	98%	99%	98%



収支比率とは、ある年度の実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いたもの）が、実質的な収入から国庫・公経済負担を除いた額に対してどのくらいの割合であるかを示す指標である。